

新羅花郎研究序説

福 士 慈 稔

はじめに

新羅・高句麗・百濟の三国鼎立期に新羅の朝鮮半島統一の原動力となったとされる花郎集團の歴史書『花郎世紀』発見の報が、韓国の新聞紙上に発表され4年になる。高麗史及び李朝史研究に比べて当該時代の史料が少なく、高麗時代に編纂された『三国史記』・『三国遺事』を中心とせざるをえない新羅史研究にとって、八世紀初頭の撰述とされる『花郎世紀』（『三国史記』等の史料によると『花郎世紀』）の発見は、同書が特に散逸を惜しまれていた史料ということもあり、称賛をもって迎え入れられた。しかし、その『花郎世紀』は、十九世紀頃の筆写本であり八世紀時に使われる筈のない僻字がみられること、完本ではなく断簡であること等の体裁上の問題や、今までの史料とは異なる記載、すなわち真骨正統・大元神統という骨品の区分、法興王の娘であり真興王の母である只召を中心とする王族女性達の特異な権力構造や、今まで知られていなかった六世紀時の新羅王族の複雑な血縁関係等を記していることから、様々な波紋を学界に投じたのである。

この『花郎世紀』の真偽問題については、当初は李載浩氏^{註1}を代表とするような真撰とする論文が多く見られ、その後、李載浩氏に対する批判論文が権真永氏^{註2}によって発表されはしたが、以後、真偽に関する議論の展開は見られない。金知見博士の御教示によると、ソウル大学を中心とする偽作説と地方大学を中心とする真作説が存し、いまもって真偽定かならぬ状態とされるが、最近では真偽はさておき、『花郎世紀』の記載を引用する論文^{註3}も多い。

さて、「花郎」は新羅史研究のうえで早くから注目を集めていたが、最初に花郎を専論したのは今村鞆氏の「新羅の花郎を論ず」^{註4}で1928年のことである。その翌年の1929年には、直接花郎を扱ったものではないが、池内宏氏が「新羅の武士的精神について」^{註5}を発表し、また三品彰英氏は1931年から翌年にかけて「新羅の奇俗花郎制度に就いて一新羅社会史の研究」^{註6}を発表した。この三品説に対して鮎貝房之進氏が1932年に異見を交えた「花郎攷」^{註7}を発表し、それに対して三品氏も1935年に「新羅花郎の源流とその発展」^{註8}を発表し反批判するなど花郎に関する議論が高揚した。また1936年には池内氏も「新羅の花郎について」^{註9}を発表し、1937年には八百谷孝保氏が弥勒信仰との関係を論じた「新羅社会と浄土教」^{註10}を発表した。そして1943年には三品氏がそれまでの研究を集大成した『朝鮮古代研究第一部～新羅花郎の研究～』^{註11}を発表し、ここで1928年から始まった花郎研究に一応の終止符が打たれる。以後、花郎に関する研究は暫く見られず、新羅の弥勒信仰に付随した研究として趙愛姫氏の「新羅における弥勒信仰の研究」^{註12}、拙稿「円光と世俗の五戒と花郎集団について」^{註13}等があるも、花郎自体の研究は1943年の段階で留まっている感が強い。

一方、韓国においては、戦前には花郎を論じた論考は少なく^{註14}、解放後に研究が盛んに行なわれる。しかし、近年に至るまで直接的に戦前の日本人の研究に言及する例はなく、ようやく1984年、丁光鉉氏が「郎家思想の淵源と本質に関する研究」^{註15}において、鮎貝氏・三品氏の研究を取り上げている。その後、崔在錫氏^{註16}やその他の学者によって戦前の日本人学者の論文が批判^{註17}されている。しかしながら『花郎世紀』が発見されるまでの韓国に於ける花郎研究は、それが表面に顕れないものの戦前の日本人学者の研究を基礎としてなされた感が強い。勿論、直接的なる研究ではなくも政治・制度史的研究の一環として、多方面からのアプローチも見られる。しかし、花郎そのものの研究は史料上の制限もあり目新しい成果が挙げられているとは言いがたく、

日韓共に、戦前の日本人学者の研究が一応の花郎研究の基礎を築いたものと認める必要がある。その意味で戦前の研究に今一度立ち返り、花郎研究のそれぞれの立場を考慮しつつ、それぞれの研究と問題点を纏めることも、『花郎世紀』の真偽問題を含めた今後の研究に必要なことと考えられる。小稿では以上の視点に立ち、『花郎世紀』発見以前の、特に戦前の日本人学者の研究を整理するとともに問題点を纏め、『花郎世紀』によってそれら問題点が解明できるか否か試みるものである。

一. 花郎に関する史料的問題

花郎研究で中心となるのは『三国史記』・『三国遺事』の記載である。先ず『三国史記』で中心となるのは新羅本紀真興王三十七年条²¹⁸の記事である。

(一) 三十七年。春。始奉源花。初君臣病無以知人。欲使類聚羣遊、以觀其行義、然後拳而用之。遂簡美女二人。一曰南毛。一曰俊貞。聚徒三百余人。二女争媚相妬。俊貞引南毛於私第。強勸酒至醉。曳而投河水以殺之。俊貞伏誅。徒人失和罷散。

(二) 其後更取美貌男子。粧飾之。名花郎以奉之。徒衆雲集。或相磨以道義。或相悦以歌楽。遊娛山水。無遠不至。因此知其人邪正。択其善者。薦之於朝。

(三) 故金大問花郎^{マツ}世記曰。賢佐忠臣。從此而秀。良将勇卒。由是而生。崔致遠鸞郎碑序曰。国有玄妙之道。曰風流。設教之源。備詳仙史。実乃三教。接化羣生。且如入則孝於家。出則忠於国。魯司寇之旨也。処無為之事。行不言之教。周柱史之宗也。諸惡莫作。諸善奉行。竺乾太子化也。唐令狐澄新羅国記曰。択貴人子弟之美者。傅粉粧飾之。名曰花郎。国人皆尊事之也。

上の記事は連続したものであるが、池内氏²¹⁹は上のように(一)を女性花郎である源花の説明、(二)を男性花郎の制定とその機能の説明、(三)を花郎に関する二・三の文献の紹介、として三段に分けて論を進めている。注

目すべきは(三)であり『三国史記』が引用した古文献として、金大問の『花郎世記』、新羅下代末に於ける詞林の大家崔致遠撰の『鸞郎碑』、及び唐令狐澄『大中遺事』所引の唐顧愔撰『新羅国記』等の存在が知られることである。

次に『三国遺事』で中心となる記事は、興法第三弥勒仙花未尸郎真慈師条^{注20}である。すなわち、

(一) 第二十四真興王。姓金氏。名多凌宗。一作深凌宗。以梁大同六年庚申即位。慕伯父法興之志。一心奉仏。広興仏寺。度人為僧尼。又天性風味多尚神仙。扱人家娘子美艶者。捧為原花要。聚徒選士。教之以孝悌忠信。亦理国之大要也。乃取南毛娘皎貞娘兩花。聚徒三四百人。皎貞者嫉妬毛娘。多置酒飲毛娘。至醉潛昇去北川中。拳石埋殺之。其徒罔知去処。悲泣而散。有人知其謀者。作歌誘街巷小童唱於街。其徒聞之。尋得其尸於北川中。乃殺皎貞娘。於是大王下令。廢原花累年。

(二) 王又念欲興邦国須先風月道。更下令選良家男子有徳行者。改為花娘。始奉薛原郎為国仙。此花郎国仙之始。故豎碑於溟州。自此使人悛惡更善。上敬下順。五常六芸。三師六正。広行於代。

(三) 及真智王代。有興輪寺僧真慈。每就堂主弥勒像前發原誓言。願我大聖化作花郎。出現於世。我常親近辟容(中略)。有一小郎子。断紅齊具。眉彩秀麗。靈妙寺之東北路傍樹下娑娑而遊。慈逐之驚曰。此弥勒仙花也。乃就而問曰。郎家何在。願聞芳氏。郎答曰。我名未尸。兒孩時爺孃俱没。未知何姓。於是肩輿而入見於王。王敬愛之。奉為国仙。云々

(一)・(二)は池内氏の区分によるものであり、(三)は池内氏の区分にはないが花郎集団と仏教思想の融合に関する記載で、花郎集団の基本理念に関して重要な問題を含んでいる箇所である。

その他、『三国史記』・『三国遺事』以外の史料として、高麗覚訓撰の『海東高僧伝』、李朝前期に徐居正が撰した『東国通鑑』、同じく李朝前期の『東

『国輿地勝覧』等がある。しかし、『海東高僧伝』の花郎の記事は『三国史記』の記事を継承したものであり²²⁾、若干の語句の相違はあるものの、基本的には同史料と見るべきものである。また『東国通鑑』・『東国輿地勝覧』の花郎の記事も『三国史記』・『三国遺事』に依拠している箇所が多く見られ、両書と異なる記載も引用の際の誤記と認められ、一次史料として扱うことはできない。よって花郎研究は、上掲した『三国史記』・『三国遺事』の記事と両書に散見する花郎関係の記載、特に『三国史記』では新羅本紀と花郎の武勇伝が記されている列伝、『三国遺事』では弥勒信仰と郷歌が記されている箇所が中心とならざるをえない。ただし近年、南山新城碑・丹陽赤城碑・中原高句麗碑・蔚珍鳳坪碑・迎日冷水碑等の発見が相次ぎ、花郎研究にも若干ではあるが新しい史料を提供している。ともかくも 金石文は戦前の段階では『三国史記』・『三国遺事』に引用されているものと、李仁老『破間集』・李穀『東遊記』・安軸『関東遊記』等に引用されているものだけであった。これらの史料から花郎関係の記事を全て抽出し重複するものを合わせたとしても、近年発見された『花郎世紀』を凌ぐ分量ではない。この限られた史料を用いて戦前の花郎研究が行なわれ、戦後の韓国に於ける研究はそれに新発見の金石文を加えて研究されてきたのである。

二. 諸氏の花郎研究

(一) 今村鞆

1929年に発表された今村鞆氏の「新羅の花郎を論ず」は、花郎研究の先駆的研究である。今村氏は、(一)「花郎に関する文献記載の要領」、(二)「理義に合せぬ花郎の記事」、(三)「花郎の真相考察」、(四)「花郎は最も尊貴なる宗教司祭者の総括的職名なり」、(五)「花郎文献の部分的考察」、の五段に分けて花郎を論じている。今村氏はまず『三国史記』を中心として

『東史綱目』・『東京雜記』の花郎の記事を紹介し、『三国史記』の花郎の記事が、「金富弼が三国史記を書いたときに、其の史料とした、口碑、傳説、古い記録等にあった、正眞の事実をそのままに書かずに…そのまま書くときは、朝鮮の文化が支那に劣る所の一部分を暴露すると考えて…塗糊粉飾してあったかも知れぬ」として事実を記しているものではないと批判する。そして、花郎設置当時の新羅の社会状態を、「新羅の初期が国家というよりは大部落の状態であり、且つその君長は宗教的司祭者であって花郎設置当時、政教分離の時期であったとしても、尚シャーマンの流れを汲む司祭者・巫が世の尊信を集め、政事向の事もその神事によって決定していた」とする。そして、花郎はそのシャーマンの司祭者の機能を受け継ぐべき職種として登場したものであるとし、最後に（イ）花郎の出来た年代、（ロ）花郎の出来た縁由、（ハ）遠く山水に遊んだ事、（ニ）黨徒雲集し、或は相従ふに歌舞を以てしたる事、（ホ）花郎が人を朝に推薦したる事。として花郎の基本的なる問題を五項目に分類して言及している。

今村氏の論文は大部のものではなく、よって個々の言及が細部に行き届いていないという批判もあるが、しかし、氏の指摘された諸点には現在でも注目すべき点が少なくない。特に法興王・眞興王以前の新羅社会を政教一致と捉え、その教であるところのシャーマンの機能を花郎が継承したという指摘は刮目すべきである。また、「日本の古代の神事には、シャーマンの色彩が濃厚にある。而して其色彩は、確かに朝鮮を経て、往つたものと察せらるが、新羅の源花、花郎は、其点に於て、参考となるべき古い唯一の手掛かりである」と、日本文化の源流を素直に朝鮮半島に求めていることも注目される。

（二） 鮎貝房之進

1932年に鮎貝房之進氏の『雜攷』第四輯として発表された「花郎攷」は、三品彰英氏の研究と共に以後の花郎研究に大なる影響を与えた研究である。

先に述べた如く、三品氏の「新羅の奇俗花郎制度に就いて一新羅社会史の研究一」に対する批判を交えた大部の論文で、(一)「花郎団体の組織」、(二)「花郎の創始」、(三)「花郎に関する諸種の名称」、(四)「花郎団体の組織」、(五)「花郎の継続期間」、(六)「花郎と郎徒とは共に死友を約せり」、(七)「花郎は最初何の目的にて創置されしか」、(八)「新羅花郎気質は何に原因せしか」、(九)「新羅花郎道の衰退は何に原因せしか」、(十)「花郎の変遷沿革」の十項目によって構成されている。鮎貝氏は先ず、『三国史記』、『三国遺事』をはじめ李仁老『破間集』、李穀『東遊記』、安軸『関東遊記』、及び金石文等^{註22}、当時知られていた花郎に関する全ての史料を揚げ、史料相互間の矛盾を批判・整理し、花郎の制定年次に関して『三国史記』の記事を中心に論を進める。すなわち『三国史記』列伝の斯多含条及び新羅本記真興王二十三年条の記載中に、男性花郎である斯多含の存在が知られることから、真興王三十七年条にいう源花とは女性花郎ではなく男性花郎の薛原郎で「朝廷の奉じたる花郎」であり、二十三年の花郎斯多含は「時人の奉じたる花郎」である、と結論する。また、諸史料中に見られる花郎・仙郎・源花・国仙・花主・風月主等の名称に関して論じ、花郎団体は同時代に数団体存在したこと、及びそれら団体を統制するために朝廷が奉じた国仙・花主が存在したとしてその役割を指摘し、花郎道の隆盛は真興王代から文武王代までの約一世紀間であり、その後変容してその習俗は新羅末まで継続したとする。そして、ここは物議を醸しだした所であるが、『三国史記』列伝斯多含条・『三国遺事』栢栗寺条・竹旨郎条等により、花郎とその郎徒間の関係を同性愛的関係と捉え、「男色が盛に行はれ、恰も夫婦関係の如く人倫関係を生じ居たるものなり」と論じる。また花郎設置の目的を、当時の高句麗・百濟・新羅の三国鼎立の国情に要請された人物の養成と登用にあったとする。さらに花郎の気質が儒仏道三教の影響であるという諸種の史料を批判し、花郎道は新羅の固有民族性の発露であるとしながら、「新羅民族は大和民族の血を受け継いでい

るが故に勇猛果敢であり忠義觀念が強い」としている。そして花郎道の衰退の原因は儒教と仏教の影響を受けたがためであるとし、新羅・統一新羅・高麗・李氏朝鮮に亘って、花郎の名称を論じながら花郎の機能の変遷を明らかにしている。

鮎貝氏の研究は花郎研究としては大部のものであるが、その研究的立場としては植民地経営、及び当時の日本人の朝鮮に対する態度が研究の中に内在し、それが若干前面に出過ぎているとされる。この点が韓国の学者達によって所謂、日帝御用学者の見解と批判を受けている所であるが、しかし、花郎関係の史料の整理とその提供は今尚有益なるものである。

(三) 池内宏

池内宏氏の花郎に関する論文には、1929年の「新羅の武士的精神について」と1936年の「新羅の花郎について」がある。先に述べたように「新羅の武士的精神について」は花郎に関する直接的なる研究ではない。しかし、新羅による三国統一の要因を新羅人の武士的精神に見だし、『三国史記』列伝を中心に勇猛果敢なる武人（必然的に勇猛果敢なる人物は花郎及び花郎の郎徒）を論じたものであり、「新羅の花郎について」の前論文として看過できないものである。

「新羅の花郎について」は三品氏の「新羅の奇俗花郎制度について—新羅社会史の研究」、鮎貝氏の「花郎攷」、三品氏の「新羅花郎の源流とその発展」等、花郎に関する研究が発表されたのを受けて発表されたものである。体裁は(一)「はしがき」、(二)「花郎世記及び新羅国記」、(三)「三国史記の花郎及び郎徒」、(四)「三国遺事の国仙及び其の徒」、(五)「花郎の起源に関する史記及び遺事の記事の批判」、(六)「上代から下代に至る花郎」、以上のように六段に分けて論じている。まず諸氏の研究を紹介し、次に花郎研究の基礎史料ともなりうる金大問『花郎世記』・顧愔『新羅国記』の逸文に

関して論ずる。そして、前稿に続いて花郎の武人的機能を強調しながら、花郎を貴族の子弟の中で特に選ばれた新羅人の武士的精神を代表する存在と捉え、花郎の武人的機能以外の機能である名山勝地遠遊に関しては『三国遺事』の記載、特に郷歌を中心に述べる。また『三国史記』・『三国遺事』を中心とした花郎関係の史料批判を行ないながら、花郎に関する諸種の名称及び花郎の性能について論じている。そして、花郎の起源は不明であるが、機能に関しては戦時に於ては戦士団として、また平時に於ては武士的修養団とし、新羅の三国統一後はその修養団としての一面のみが著しく表面に現われたものとする。池内氏はあくまでも花郎の戦闘時の機能を中心に論を進め、先行研究に対する批判もその方面からの批判である。その意味で論拠に弱いものがあると感じられるが、三国鼎立時の花郎の一つの機能に関しては興味深いものである。

(四) 三品彰英

三品氏の花郎研究は1930年から1931年にかけての「新羅の奇俗花郎制度に就いて—新羅社会史の研究」及び1934年の「新羅花郎の源流とその発展」等があり、それぞれの論文が鮎貝氏や池内氏等によって引用され批判対象となった。それらの批判に対して三品氏も1943年に『朝鮮古代研究第一部～新羅花郎の研究～』を著し批判に答えている。三品氏の花郎研究の集大成である『朝鮮古代研究第一部～新羅花郎の研究～』は(一)「花郎集会の源流」、(二)「花郎の本質とその機能」、(三)「花郎研究から見た新羅史の一面」、(四)「花郎習俗の推移とその末流」、(五)「花郎習俗の史的展望と一般男子集会」、以上のような構成となっている。三品氏の花郎研究の特徴は花郎集団を原始韓族の若者集会から発展したものと捉え、他文化圏の若者集会との比較によって考察した点である。すなわち『後漢書』・『魏志』の記載から原始韓族の若者集会の記録に注目し、それらとアメリカ・インディアンや南方インドネシ

ア等の他文化圏の若者集会の実態及び成年式とその試練等を比較し、それらの類似点を指摘する。そして、花郎集会と歌舞、傅粉粧飾、遠遊とその遊娯地、戦士団としての花郎集会、花郎集会の教育的機能などについても他文化圏の若者集会との比較によって論じ、花郎の制定年次の問題、花郎の種々の名称の問題、花郎集団（氏が言うところの男子集会）と国家権力との関連性、新羅王権論・新羅政治制度史の根本問題に亘って言及し、また花郎集団の思想的な問題、韓族古来の固有信仰と儒仏道の外来思想との融合の問題、外来思想と花郎の名称の問題、そして新羅統一後の花郎の変遷等に亘って論じ、最後に花郎習俗の源流と末流までの変遷をして結論づけている^{注23}。

三品氏はあくまでも花郎集団の源流を原始韓族の男子集会に求め、それを根拠付けるために諸文化圏の若者集会との比較をもって論を進めている。対象となった諸文化圏の男子集会と原始韓族との時間的差異があまりにも大きいことに若干の問題が存すると思われるが、しかしながら氏の研究は花郎問題の細部にまで行き届いており、方法論的には刮目すべきものである。

（五） 八百谷孝保

1937年の八百谷氏の「新羅社会と浄土教」は、特に三品氏の論文に依拠し、花郎集団と仏教思想との問題に関して論じたものである。八百谷氏以前の諸氏も花郎集団と外来思想との関係に関して若干の言及をするものの、二次的・三次的言及に留まっているものが多い。八百谷氏は新羅の官位制度と骨品制度に言及し、そのような制度下に於て花郎集団と仏教との融合がどのように行なわれたのかと問題提起する。そして新羅の弥陀信仰に関する見解を提示し、つぎに花郎集団は弥勒信仰によって団結したものであり、集団の中心人物である花郎は弥勒の化生と信じられ、花郎の徒は弥勒によって守護せられているという信仰により結社したものであるとしている。

八百谷氏の論文は先に述べた如く三品氏の「新羅花郎源流とその発展」を

踏まえ、それに新羅浄土教の研究を加えて論じたものであり、1974年の趙愛姫氏「新羅に於ける弥勒信仰の研究」を始め多くの仏教関係の論文・著作に影響を与え、花郎集団と仏教の関係に関しては、その融合時期に関して若干問題が存するも^{註24}定説となっている感がある。

三、 花郎研究の諸問題

さて、これら諸氏の研究は花郎の諸問題を多岐に亘って論じたものであるが、それらの主要なる問題点を纏めると、(一)花郎の制定年次、(二)花郎制定の目的と機能、(三)花郎集団の組織、(四)花郎の名称、以上の四項目に集約できうと考える。

(一) 花郎の制定年次

花郎集団の制定年次に関して『三国史記』では、新羅本紀真興王三十七年(576)条に女性の源花を制定し、その後、女性に代えて男性を奉じて花郎としたという記載がありながら、列伝斯多含条^{註25}によれば562年の加耶遠征軍の副将斯多含が花郎に奉ぜられていたことが記されており、576年以前に花郎存在が知られる。また『三国遺事』では、興法第三弥勒仙花未尸郎真慈師条に、単に真興王代のこととして、まず女性の原(源)花を奉じ、その後、薛原郎を国仙としたが、これが花郎国仙の始めであるとし、しかし、その年次を明確としていない。このように史料によって記載が矛盾し、あるいは源花の制定年及び花郎の制定年が明確とされていないのである。まず問題となるのは男性花郎以前の女性の源花をどのように捉えるのかである。三品氏は男性花郎の前段階として女性のそれを認めるが、池内氏は認めない。また鮎貝氏は最初女称の花娘があって後に男称の花郎が出来たとしても、朝廷で奉じられた女性の源花は存在しなかったとする。

男性花郎の制定年代については、真興王三十七年以前の花郎斯多含の存在が問題となる。鮎貝氏は、斯多含は民衆が奉じた花郎であり、民衆が奉じた花郎は斯多含以前にも存在したとし、朝廷が奉ずる花郎と民衆が奉ずる花郎の二種の存在を説く。池内氏も花郎斯多含の存在を認め、花郎を真興王以前から存在していたとし、しかし、花郎は国家乃至国王によって任命されたのではなく彼らを尊事していた郎徒によって推戴されたのである、とする。そして、三品氏は男性花郎の制定年次に関しては『花郎世記』にも明確な年次が伝えられていなかったのではないかと氏自身も断を下さず、ただ真興王代制定のみを承認している。また今村氏も男性花郎の制定年は法興王から真興王代のこととしており、ここでこれら諸氏の見解は女性花郎を認めるか否かの相違はあるものの、男性花郎の制定年に関しては一様に史料間の混乱を理由に明確なる断を下しておらず、法興王から真興王代間とのみ一致している。

(二) 花郎制定の目的と機能

三品氏は新羅発展隆盛期の花郎集団の有する機能として、軍事的機能、歌舞組織機能、教育的機能、司法的機能、祭儀的機能、聖地巡礼的機能、性的機能等を挙げ、原始韓族の男子集会が有していた機能が部族の男子集会から貴族男子集会へと発展するに従い、拡大発展したものと捉えている。よって氏の花郎集団制定の目的とは原始集会の成年式及び成年入儀式まで遡らねばならず、氏も原始集会の機能と真興王代の花郎集団の関連性を指摘している。しかし、原始的男子集会から女性花郎集会、そして、女性花郎集会から男子花郎集会への推移の要因に関しては詳細にしていない。ここで、花郎集団の源流に関して三品氏に異を唱える鮎貝氏は、花郎制定目的を人物の養成とし、花郎に人物登用機関としての機能を認める。また花郎と郎徒間に性的関係を設定し、聖地巡遊の機能は後に付加されたものとする。次に池内氏であるが、

花郎制定の目的は時代的な要求による精神的並びに肉体の練磨であるとし、花郎集団の巡遊はあくまでも練磨の為であり、また花郎集団に於ては人物登用の機能は存在しないとしている。そして、花郎の機能を宗教的司祭者とする今村氏は、花郎集団の歌舞的機能、祭儀的機能、巡遊的機能等を全て宗教的に捉え、それらの機能を認めてはいるが、しかし、花郎集団の教育的機能・人物登用としての機能を認めていない。諸氏の個々の説は傾聴に値するもの多々あるが、改めて諸説挙げるとこのように混乱し多くの問題が残っている。

(三) 花郎集団の組織

花郎集団の組織に関して鮎貝氏は「新羅時代花郎団体の組織は上に朝廷の奉じていた源花、一にいう花主・国仙があり、下に時人が奉じていた花郎、一にいう仙郎の各郎徒を率いて数団体に別れていた」として、国と民間が奉ずる二種を認めているが、池内氏は新羅武士の代表的なる存在とする花郎を「花郎は国家乃至王者によって任命されたのではない。その推戴者は彼らに専事した郎徒である」として民間的なものとしている。次に三品氏は、原始的若者集会の頃は国家的なものであったが、法興王・真興王代に至って王権の下に隷属する私的な集団となったとしている。しかし、諸氏共に花郎集団の構成員に関しては新羅骨品制下に於ける貴族の子弟に限った集団であったということは一致している。ともかく花郎集団は国家的・民間的、または王の私的なものであったにせよ、戦時に於ては国家的武官の地位に任じられるということもあり、花郎及び郎徒の骨品の問題も併せて、より検討を加える必要がある問題である。

(四) 花郎の名称

さて、花郎の名称に関してであるが、女性花郎に関しては『三国史記』では源花とし、『三国遺事』では原花としているが、源と原は音が共通すると

して諸氏一致している。しかし、男性花郎に関しては『三国史記』では花郎とし、『三国遺事』では国仙と表記が異なっている。『三国史記』で用いられている花郎という呼称は『三国遺事』では興法第三弥勒仙花未尸郎真慈師条^{注26}で、ただ一度のみ花郎国仙として用いられているだけである。一方『三国史記』では、国仙の語は使われておらず、その上、他史料中に花娘・仙郎・花主・風月主等の呼称も知られていて、これらの異称をどのように解釈するかが問題となっている。

先ず、先述したように花娘というのは女隸・娼女であり朝廷で推戴したものであるのではないとして朝廷における女性花郎を認めず、女性花郎はあくまでも民間的なものとし、朝廷と民間の二種の団体があるとするのが鮎貝氏である。鮎貝氏は最初女称の花娘があってそれが男称の花郎に変わり、民衆が奉じた花郎を仙郎、朝廷が奉じた花郎を国仙といったとする。そして、これら名称の混乱は、『三国史記』が『花郎世記』に重点を置き、『三国遺事』が高麗時で用いられていた名称を用いたからではないかとし、花郎を仙郎というようになったのは金大問『花郎世記』以後新羅末期の頃とする。しかし、仙郎が新羅末期の名称とするならば民衆が奉じた花郎を仙郎とする鮎貝氏自身の説に矛盾が生じてくる。また鮎貝氏は、『三国遺事』・『三国史記』の女性花郎を指すとみられる「原（源）花」は女性を指す言葉ではなく朝廷で奉ずる花郎をさす言葉とし、花主・国仙と共に朝廷で奉じられた花郎であるとする。そして、池内氏は、原花及び花娘は花郎の起源を説明するために作られたものとし、花郎と国仙などの名称に関して言及せず、ただ国仙は花郎に他ならない、としているだけである。

一方、三品氏は男性花郎の前段階としての女性の存在を認めるものの、花郎の「花」字が美女の名に使用されている新羅時代の例を指摘する。そして花郎という名称は男子が女子のごとく粧飾したことによって呼ばれたのであって、原（源）花という女性に対する名称は、男性花郎に先行した女性花郎を

原（もと）の花郎という意味で追称したもので、真興王当時の称呼ではない、とする。『三国遺事』が使用している国仙に関しては、花郎と神仙思想との融合の結果の産物であるとし、先ず羅末・麗初に神仙的な仙郎という名称ができ、次に神仙的潤色を経て出来たのが国仙という名称であり、それは『三国遺事』の撰者一然の頃とする。又、風月主という名称は、『三国遺事』や『三国史記』等に花郎の習俗が風流や風月道と呼ばれたことからの造語であり、新羅時代からの称呼ではないとする。三品氏は花郎の異称は花郎隆盛期に存していたものではなく花郎の機能の変遷と共に、特に羅末・麗初、『三国遺事』・『三国史記』等が撰述されるまでに出来上がったものとしているのである。

上記三名以外の諸氏は花郎の名称に関しては言及していない。必然的に三氏の見解が中心となるが、こと名称に関しては若干の相違があるものの国仙・風月主等の異称は花郎隆盛時、つまり六・七世紀のものではなく花郎の機能が変容したとくに羅末・麗初のものである、ということは概ね一致している。

以上が花郎の基本的な問題に関する諸氏の見解である。一致点も存するが同じ史料を用いながらも細部に亘って見解の相違がみられる。これは諸氏利用の花郎関係史料の成立が高麗時代という花郎隆盛時から隔たったものであり、花郎の機能が既にかんがりの変容を為していたことと、又、それら史料の記述がこれらの問題にとって曖昧な記述しか有していなかったことにも問題があると思われる。

四、花郎の基本問題に関する『花郎世紀』の記述

1989年2月に釜山の旧家に所蔵されていた『花郎世紀』が韓国の新聞紙上に発表された。それまで『三国史記』の「金大問花郎⁷⁷世記曰。賢佐忠臣。従

此而秀。良将勇卒。是而生」^{註27}という記載や、同じく「金大問。本新羅貴門子弟。聖徳王三年為漢山州都督。作伝記若干卷。其高僧伝、花郎世記、楽本、漢山記猶存」^{註28}という記載から、『三国史記』撰述時にその存在が知られてはいたものの、何時しか散逸した幻の史料として惜しまれていた史料であった。先述したように真偽に関しては未だ決着がついていないが、筆者は現存の『花郎世紀』は金大問の『花郎世記』をかなり忠実に筆写したものであり、体裁上の問題は幾度も筆写に困って生じたものと考えている。内容上の問題として、現存史料と異なる記載により偽作説を提示する向きもあるが、例えば『三国史記』・『三国遺事』という新羅史研究に欠かすことの出来ないこの二史料間の矛盾を取り除き、又、二史料間の不備を取り除く記載も幾つかみられることから、八西紀初頭に撰述されたものの筆写本と考えられるべきものとする。^{註29} そこで本章では、この『花郎世紀』が先述の花郎の基本的なる問題に対して、如何なる記述を行なっているのか少しくみていくことにする。

(一) 『花郎世紀』による花郎の制定年次

『花郎世紀』は次のような序文で始まっている。

花郎は仙徒なり。我が国で神宮を奉じ大祭を天に行ずること、燕の桐山、魯の泰山の如し。昔、燕の夫人仙徒を好み多く美人を畜え名づけて国花と曰く。その風、東漸し我が国では女子をもって源花となす。只召太后これを廃し、花郎を置きて国人をしてこれを奉ぜしむ。これより先、法興大王は魏花郎を愛しみ、名づけて花郎と曰く。花郎の名ここに始まる。古は仙徒、ただ神を奉ずるをもって主となす。国公はこれに列行す、後に仙徒は道義をもってあい勉む。ここにおいて賢佐忠臣これより秀で、良将勇卒これより生ず。花郎の史、知らざるべからざるなり。^{註30}

これにより花郎問題に対しある程度の解答を提示することが出来るのであ

るが、先ず花郎の起源に関して言うと、本文魏花郎条の

只召太后、當国す。而して花郎を置き、（魏花郎）公をもってその首と為して号して風月首と曰く。^{注31}

未珍夫条の

（只召）太后、すなわち源花を廢し仙花をもって花郎となす。その衆を号して風月と曰く。その頭を号して風月首と曰く。魏花公をこれの主となし、（未珍夫）公をこれの副となす。^{注32}

そして序文の

只召太后、これを廢して花郎を置き、国人をしてこれを奉ぜしむ。^{注33}

桐山の場所が確認出来ないことから燕をどの時代に比定するか確定出来ないが、これらの記載から、少なくとも只召が摂政する539年のかなり以前に燕の風に倣ってできた女性の源花を、真興王（在位540～576）母である摂政只召が廢して男性の花郎を設置したことが窺われる。源花の廢止時期に関しては、未珍夫条の

法興大王の女、南毛公主はすなわち百濟の宝果公主の生むところなり。（略）。太后また（南毛の）郎徒の不足を慮り、魏花公の郎徒を属せしめてこれに倍す。俊貞これを妬み、すなわち誘いて酒をもってこれ（南毛）を水上に害す。（南）毛の徒これを太后に發く。太后すなわち源花を廢し、仙花をもって花郎となす。^{注34}

という記載と毛郎条の

未珍夫を花郎となして、毛郎をもって副となす。（毛郎は）太后に寵あり。真興大王九年（548）、太后命じて（毛郎を）三世風月主となし、もって南毛の靈を慰む。^{注35}

また世宗条の

（真興大王、美室を）奉じて源花となし、二郎（世宗と薛原郎）をして郎徒を統率せしめて朝せんとす。（真興）大王、殿主と朝を南桃に受く。

源花の制、廃すること二十九年にしてまた興る。すなわち大昌（568）と改元す。^{注36}

という記載等から、まず539年に源花を廃して魏花郎を花郎とし、次に未珍夫、そして548年に、亡くなった南毛の弟である毛郎を花郎としたことが知られる。ここで『花郎世紀』に記されている十五名の花郎の在位年を記載に従って記せば、

- | | |
|-----------------|----------------|
| 一、魏花郎（539～？） | 二、未珍夫（？～548） |
| 三、毛郎（548～555） | 四、二花郎（555～562） |
| 五、斯多含（562～563） | 六、世宗（563～572） |
| 七、薛原郎（572～578） | 八、文弩（578～581？） |
| 九、秘宝郎（582？～585） | 十、美生（585～588） |
| 十一、夏宗（588～591） | 十二、菩利（591～594） |
| 十三、龍春（594～？） | 十四、虎林（？～609） |
| 十五、金庾信（609～） | |

以上のようになる。枠で囲んだ年立ては『花郎世紀』に明記されるものであり、他の年立ては、「（花郎の位に）居ること三年にして…に伝う」という記述から計算したものである。

このように、『花郎世紀』によれば女性の源花の制定年は確定できないが、法興王の女、真興王の母である只召が主体となって源花の廃止と男性花郎の制定が539年に行なわれたことが知られ、また金庾信までの花郎の大まかな在位年をも推定することができるのである。

（二） 『花郎世紀』による花郎制定の目的と機能

花郎制定の目的と機能に関し、『花郎世紀』の序^{注37}では

花郎は仙徒なり。我が国で神宮を奉じ大祭を天に行ずること、燕の桐山、

魯の泰山の如し。

古は仙徒、ただ神を奉ずるをもって主となす。

として、まず、女性の源花の由来が中国からのものであり、「行大祭于天」するものであることが記されている。新羅では当初、祭政一致の政治体制で、王とは、祭と政を執り行なう者であり、ある時期に祭を取り行なう機能が王族の女性（王の近親者）に移行した^{註38}と考えられている。ここで、王族の女性と源花の関係を時間的な問題をも含めて明確にできないが、何時しかその祭を取り行なう機能を有したのが源花と考えられる。また、

法興（大王）崩ず。只召太后、比台公を王〔太〕子の位より降ろし、もって（魏花郎）公を奉りて祀す。^{註39}

という、魏花郎条の記載から、当初の男性花郎も「行大祭于天」という源花の機能を継承しており、諸氏の説かれるような諸機能は最初期には窺われない。

花郎の軍事的機能についての記述は、二花郎条^{註40}及び斯多含条の

斯多含、十二にして撃劔を能くし人を愛しむ。十六にして精兵五千を率い、梅檀門に馳せ入り、白旗を豎て加耶軍を大破す。^{註41}

とある斯多含が初出であり、また人物登用の機能も薛原郎条の

時に文弩一派、世宗の外に従いて、戦功あれども位を得ず。……（略）。

文弩の徒、多くは微賤の人なるをもって、擢きて高官となし、草沢の人、降順の徒、もって出身の門となす。^{註42}

という記載から文弩代からみられる機能であり^{註43}、諸機能が当初の「行大祭于天」という機能に、段階的に付加されていったことが窺われる。

（三） 『花郎世紀』にみられる花郎集団の組織

『花郎世紀』によると、国家的に「行大祭于天」を執り行なう者が源花で

あり、男性花郎はその源花の機能を継承した国家的存在とするが、しかし、『花郎世紀』は集団としてその組織が純然たる国家的なものであったかどうか明確にしていない。

源花の成立は、『花郎世紀』序により、六世紀以前に中国の制を倣って成立したことが知られる。ここで、源花が誰によって任命されたのかということであるが、俊貞・南毛以前の源花に関しては調べる術はないが、俊貞・南毛は、

三山公の女、俊貞、源花となりて多く郎徒を置く。ここに到り、法興大王の女、南毛公主は、すなわち百済の宝果公主の生むところにして、また絶色をもって（未珍夫）公と篤く好む。太后、公を愛しみ而して南毛を右け、立てて源花となさんと欲す。^{註44}

という記載から、俊貞の任命は明瞭ではないとしても^{註45}、南毛が只召によって任命されていることが窺われる。また源花の廃止に伴った男性花郎、魏花郎の任命も、先に掲げたように只召によって為されている。以下、歴代花郎が誰によって任命されたのか記すと、

歴代花郎	任命者	花郎世紀記載箇所
1 魏花郎	只 召	（只召）太后、すなわち源花を廃し仙花をもって花郎となす。その衆を号して風月と曰く。その頭を号して風月首と曰く。魏花公をこれの主となし一。 ^{註32}
2 未珍夫	（不明、恐らく只召か）	
3 毛 郎	只 召	（毛郎は）太后に寵あり、真興大王九年、太后命じて三世風月主となす。 ^{註46}
4 二花郎	只 召	（只召）太后すなわち命じて、これを（宮中に）居き、もって四世風月主となし、郡縣を巡らしむ。 ^{註47}
5 斯多含	只召または真興王	太后すなわち（斯多含を）宮中に召して食を賜いてその懐人の道を問う。斯曰く（略）。太后これを奇として（真興）大王にいい、

新羅花郎研究序説

6	世宗	只召または真興王	貴幢となし、もって宮門を掌す。 ^{註48} 美室すなわち世宗に勤めて曰く（略）。世宗これを然りとし、すなわち（只召）太后に説きて旨を得、六世風月主となる。 ^{註49}
7	薛原郎	美室または真興王	美室、上の寵をもって郎徒に号令し、故に郎徒敢て多く言わずして、すなわち（薛原郎）七世風月主となる。 ^{註50}
8	文弩	美室	真智の廃におよび、功をもって阿滄に進み、美室の寵が始まりて、よって仙花の位を得る。すなわち八世風月主なり。 ^{註51}
9	秘宝郎	（不明）	
10	美生	美室	美室いわく。我が寵をもって、時に汝、尚かくの如し。 ^{註52}
11	夏宗	（美室または思道）	夏宗は世宗殿君の子なり。母は美室宮主。故にまた大元神統となる。文弩派服さず（略）。すなわち思道太后、詔をもって大いに郎徒を会さしむ。 ^{註53}
12	菩利	（不明）	
13	龍春	（不明）	
14	虎林	（不明）	
15	庾信	（不明）	

以上のようになる。菩利から庾信までは、前代花郎が主体となる讓位のよう
に記され権力者の存在が不明瞭となっている。斯多含から薛原郎までの任
命に真興王の存在も考えられるが、しかし、魏花郎から二花郎、そして文弩
以降は王ではなく只召、並びに美室という宮中の女性が主体となり任命した
ことが知られる。議論されるところであるが、『花郎世紀』によると只召攝
政以後の、

真智大王、美室の故をもって立つことを得る。而して好色・放蕩にして、
思道太后これを憂う。すなわち美室と議してこれを廃す。^{註54}

時に宮中に三太后の行政あり。（真平）大王、仁孝承順、故に郎徒の好

進する者、多くは太后宮の太上太后、思道法主に付き、美室宮主をもって法雲となす。故に政令多く美室宮より出る。^{註55}

という記載から、六世紀時の真興・真智・真平王代に亘り、花郎の任命の他、王の即位・廃位にも宮中の女性の影響が及んでいたことが窺われる。このことは小稿で言及する余地はないが、ともかくも『花郎世紀』をみる限りにおいて、ある時期までは王族の女性が花郎の任命権を有し、花郎を推戴する集団は国家的・民間的というよりは、その女性に近侍していた集団と考えられる。

組織に関して『花郎世紀』には廃止された源花が再び設置された^{註56}ことや、一時期に数人の花郎が存在した^{註57}ことなど、現存史料にみられない記載があり、『花郎世紀』研究によって、先行研究と若干異なる定義が生じていくこととなる。

(四) 『花郎世紀』にみられる花郎の名称

女性花郎である源花を認めるか否か、という議論、そして、花郎の諸種の異称が新羅末または高麗初の成立である、という議論は、『花郎世紀』真撰説をとる場合、無用なものとなる。先行存在としての源花の廃止によって、その機能を継承する存在として制定されたのが男性花郎であり、風月主・仙花・国仙という名称も六世紀の段階で使用されていたことが確認される。ここで『花郎世紀』に各花郎および郎徒が如何に呼ばれているのか記せば、

歴代花郎	花郎の称呼	郎徒の称呼
a 南毛・俊貞	源花	郎徒
1 魏花郎	風月主・仙花	郎徒・風月
2 未珍夫	直接的なる称呼なし	郎徒
3 毛郎	三世風月主	郎徒
4 二花郎	四世風月主	郎徒
5 斯多含	五世風月主・国仙	郎徒

新羅花郎研究序説

6	世宗	六世風月主・花郎・上仙	不明
b	美室	源花	郎徒
7	薛原郎	七世風月主・花郎・左花郎	郎徒・雲上人
8	文弩	八世風月主・国仙・仙花・垂仙	郎徒・護国仙
9	秘宝郎	九世風月主・右花郎	郎徒
10	美生	十世風月主・前方花郎	郎徒
11	夏宗	直接的なる称呼なし	郎徒
12	菩利	弥勒仙花・善利沙門	郎徒
13	龍春	十三世	郎徒
14	虎林	十四世	郎徒
15	庚信	直接的なる称呼なし	不明

以上のように、問題とされた名称が全て使用されており、また新たな名称さえみられる。これら名称は花郎の組織および機能と関連して論ずるべき問題であり、稿を改めて論ずる予定である。

さいごに

花郎の先行研究で論議的となった問題に対し、『花郎世紀』が明快なる解答を有していることを少しく指摘してきた。しかし、先述したように『花郎世紀』の真偽問題が未だ解決しておらず、本稿も発表の順序が逆だったような感がしないでもない。だが、先行研究を纏め、現存史料と『花郎世紀』との相違を明確とすることも真偽に関するアプローチの一つの手段と考え論じた次第である²⁵⁸。権真永氏の詳細なる偽作説に対し、別稿にて発表する予定があることを記し、小稿を擲筆するものである。

〔注〕

- 注1 李載浩氏「花郎世紀の史料的價值」(『精神文化研究』第38号、1989年5月、韓国)。
- 注2 権恵永氏「筆寫本花郎世紀の史料的檢討」(『歴史學報』第123輯、1989年9月、韓国)。尚、権恵永氏に対する論文として弘中芳男氏の「権氏の「説林…筆寫本花郎世紀の史料的檢討」について(上)(下)」(『韓国文化』7・8月号、1991年)がある。弘中氏は『花郎世紀』発見当初から積極的に論文を發表し、「金大問撰花郎世紀試訳」(『古代文化を考える』第20号、1989年)をはじめ「金大問撰花郎世紀(上)(下)」(『東アジアの古代文化』62・63号、1990年)、「花郎世紀にみる歴代風月主たちの横顔」(『季刊邪馬台国』43号、1990年)、「源花の制から花郎の制」(『古代日本海文化』13-9～12号、1991年)等、示唆に富む論文を發表し益するところが多い。
- 注3 李鐘學氏「筆寫本花郎世紀の史料的評價」(『慶熙史學』第16・17合輯、1991年、韓国)、崔光植氏「新羅の花郎に対する新考察」(崔在錫教授停年退任紀念論叢『韓國の社會と歴史』一志社、1991年、韓国)。日本では前掲弘中氏論文。
- 注4 今村靱氏「新羅の花郎を論ず」(『朝鮮』10月号、朝鮮總督府、1928年)。
- 注5 池内宏氏「新羅の武士的精神について」(『史學雜誌』第40編第8号、1929年。『滿鮮史研究』上世第二冊、吉川弘文館、1960年)。
- 注6 三品彰氏「新羅の奇俗花郎制度に就いて～新羅社會史の研究」(『歴史と地理』第25巻第1・3・4・5・6号、第26巻第1・2・3・4・5号、第27巻第4・5号、1930～1931年)。
- 注7 池内宏氏「花郎攷」(『雜攷』第四輯、1932年)。
- 注8 三品彰英氏「新羅花郎の源流とその發展」(『史學雜誌』第45編第10・11・12号、1934年)。

- 注9 池内宏氏「新羅の花郎について」(『東洋學報』第24巻第1号、1936年。『滿鮮史研究』上世第二冊、吉川弘文館、1960年)。
- 注10 八百谷孝保氏「新羅社会と浄土教」(『史潮』第7巻、1937年)。
- 注11 三品彰英氏『朝鮮古代研究第一部～新羅花郎の研究～』(三品彰英論文集第六巻『新羅花郎の研究』、平凡社、1974年)。
- 注12 趙愛姫氏「新羅における弥勒信仰の研究」(『新羅仏教研究』山喜房仏書林、1973年)。
- 注13 拙稿「円光の世俗の五戒と花郎集団について」(『印度學佛教學研究』第37巻第2号、1989年)。
- 注14 池教憲氏「新羅花郎に対する日本学者鮎貝房之進と三品彰英の論理」(『精神文化研究』38号、1991年、韓国)の参考文献によると、金恵婉氏「新羅の花郎と弥勒思想の關係に関する研究」(『成大史林』3号、1918年、韓国)・劉昌宣「新羅花郎制度の研究」(『新東亜』1935年10月～1936年3月、韓国)、上記二氏の研究の存在が知られ興味深いが、池氏は「戦前の日帝統治下では言論の自由および研究の自由が制限されていたため花郎に関する研究成果が見られない」と評価されている。
- 注15 丁光鉉氏「郎家思想の淵源と本質に関する研究」(韓国精神文化研究院、修士論文、1984年、韓国)
- 注16 崔在錫氏『韓国古代史方法論』(一志社、1987年、韓国)。
- 注17 代表的な論文は、池教憲氏「新羅花郎研究にたいする日本学者鮎貝房之進と三品彰英の論理」(前掲)。
- 注18 『三国史記』巻第四、新羅本紀第四、真興王三十七年条。朝鮮史学会編、43頁。
- 注19 池内宏氏「新羅の花郎について」(前掲)。
- 注20 『三国遺事』巻第三興法第三、弥勒仙未尸郎真慈師条(大正蔵、第四十九巻、994下～995上)。

注21 『三国史記』の「国人皆尊事之」に続き『海東高僧伝』では「此蓋王化之方便也。自原郎至羅末。凡二百余人。其中四仙最賢。且如世記中」としているが、それも『三国史記』列伝金歆運条の「故大問曰。賢佐忠臣從此而秀。良将勇卒由是而生者。此也。三代花郎。無慮二百余人。而芳名美事。具如伝記。若歆運者。亦郎徒也。能致名於王事。可謂不辱其名者也」からの転用と考えられる。

注22 崔致遠『鸞郎碑』、『三国遺事』引用の『溟州碑』、李仁老『破間集』に引用されている『四仙碑』、李穀『東遊記』・安軸『関東遊記』に引用されている『高城三日浦丹書磨崖碑』・『高城三日浦三十六峰碑』・『通川叢石亭東峰古碣』・『通川叢石亭崖上碑』・『江陵寒松亭四仙硬』等。

注23 三品彰英氏『新羅花郎の研究』（前掲）300～301頁。

(イ) それを構成している成員についていえば、原始時代においては部族の男子をすべて包含する部族的男子集会であったもののごとく推察されるが、新羅の花郎集会にあっては上級階級に属する者が加入する限定的男子集会となっている。が、中世以後に至っては、このような組織は崩壊し、男覲・倡優などの賤民の組合にその名残をとどめることになった。なおその成員を性別的に見る時、女性花郎時代には特定女性の参加が見られ、中世以後に至っては巫娼の類が参加し、むしろそれが主要な成員であった。

(ロ) その機能についていえば、幾多の機能中、原始および新羅時代においては軍事的機能が最も旺盛であるのを見たが、中世以後は全然それを失ってしまった。これに反し、祭儀的機能は原始時代から継承され、かつ中世以後、他の機能が消失してしまったのに比し、これのみは今日の民俗にまでその末流が存続している。性的習俗も右の祭儀的機能と類似した過程をとり、この二者が古今を通じて最も長い習俗として存続したといえるが、しかし古代

にあつてはそれは随伴的習俗であり、中世以後においては、むしろそのみが存続したのである。

- (ハ) 国家および社会に対する関係についていえば、男子集会は原始にあつては議会政治の中核をなしたものとて想定されるが、新羅花郎時代にあつては王権支配に付随しつつ国家的奉仕をなし、新羅末期以後、かえてその一部の末流は反国家的反乱勢力ともなった。また祭儀的には中世高麗朝にあつては国家的祭儀に参加したが、近世以後は民間の賤俗と化し、時には反社会的な悪風の温床ともなった。

注24 拙稿「円光の世俗の五戒と花郎集団について」(前掲)を参照されたい。

注25 『三国史記』卷第四十四、列伝第四斯多含条。

斯多含。系出真骨。奈密王七世孫也。父仇梨知級飡。本高門華胄。風標清秀。志氣方正。時人請奉為花郎。不得已為之。其徒無慮一千人。尽得其歡心。真興王命伊飡異斯夫襲加羅国。時斯多含年十五六。請從軍。王以幼少不許。其請勤而志確。遂命為貴幢裨將。其徒從之者亦衆。

注26 『三国遺事』卷第三興法第三、弥勒仙花末尸郎真慈師条(大正蔵、第四十九卷、995上)。「始奉薛原郎為国仙。此花郎国仙之始」

注27 『三国史記』(卷第四、新羅本紀第四、真興王三十七年条。朝鮮史学会編、43頁。

注28 『三国史記』卷第四、新羅本紀第四十六、列伝第六、薛聰条。朝鮮史学会編、468頁。

注29 注目すべきは、近年発見された金石文と符合する記載がみられることである。この点に関しては別稿にて発表の予定である。

注30 『花郎世紀』序。

花郎者仙徒也。我国奉神宮行大祭于天如燕之桐山魯之泰山也。昔燕

夫人好仙徒多畜美人名曰国花。其風東漸我国以女子為源花只召太后廢之置花郎使国人奉之。先是法興大王愛魏花郎名曰花郎之名始此。古者仙徒只以奉神為主。国公列行之後仙徒以道義相勉。於是賢佐忠臣從此而秀良將勇卒由是而生花郎之史不可不知也。

注31 『花郎世紀』魏花郎条。

只召太后當国而置花郎以公為其首号曰風月首。

注32 『花郎世紀』未珍夫条。

太后乃廢源花以仙花為花郎号其衆曰風月号其頭曰風月主魏花公主之公副之。

注33 『花郎世紀』序。

只召太后廢之置花郎使国人奉之。

注34 『花郎世紀』未珍夫条。

先是三山公女俊貞為源花多置郎徒。至是法興大王女南毛公主者乃百濟宝果公主生也。亦以絕色与公篤好太后愛好而右南毛欲立為源花。先是法興大王為玉珍宮私夫英失公為龍陽君寵居上位命破源花故俊貞事之勤沮破南毛。太后雖以遺命以英失為繼夫而實不悅乃命公破之。太后又慮郎徒不足使属魏花公郎徒倍之俊貞妬之乃誘以酒害之水上。毛徒斃之太后乃廢源花以仙花為花郎号其衆曰風月号其頭曰風月主魏花公主之公副之。

注35 『花郎世紀』毛郎条。

未珍夫為花郎以毛郎為副。（毛郎）有寵於太后真興大王九年太后命為三世風月主以慰南毛之靈。

注36 『花郎世紀』世宗条。

奉為源花使二郎統率郎徒而朝之大王与殿主受朝于南桃源花之制廢二十九年而復興乃改元大昌。

注37 注30。

注38 今村鞆氏「新羅の花郎を論ず」（前掲）。三品彰英氏「古代祭政と穀霊信仰」（三品彰英論文集第五巻『古代祭政と穀霊信仰』、1973、平凡社）参照。尚、古代国家の体制が祭政一致であり、また王の近親者が祭を取り行なった例は日本でもみられる。それに関しては、遠山美都男氏「古代王権の諸段階と在地首長制」（1988年度歴史学研究会大会報告『世界史認識における国家（続）』）を参照されたし。

注39 『花郎世紀』魏花郎条。

法興崩。只召太后降比台公王〔太〕子位以奉公祀。

注40 『花郎世紀』二花郎条。

加耶反斯多含請従軍得勝。

注41 『花郎世紀』斯多含条。

斯多含十二能擊釵愛人十六率精兵五千馳入梅檀門豎白旗大破加耶軍。

注42 『花郎世紀』薛原郎条。

時文弩一派従世宗于外有戦功而不得位不服於薛原郎。（略）…。

文弩之徒多以微賤之人擢為高官草沢之人降順之徒以為出身之門。

注43 人物登用の時期に関して、龍春条に

（龍春）公乃革郎徒旧習一以人材拔之不拘骨品曰骨品者王位臣位之別也郎徒何用骨品乎。有功者賞法之常也何用派為。衆大治曰文弩之治可以復明矣。

とあり、骨品制度下においては、その実行に若干の問題があったことが窺われる。

注44 『花郎世紀』未珍夫条。

三山公女俊貞為源花多置郎徒。至是法興大王女南毛公主者乃百濟宝果公主生也亦以絶色与公篤好。太后愛公而右南毛欲立為源花。

注45 推察の域をでないが、筆者は『花郎世紀』未珍夫条の注44に続く

先是法興大王以玉珍宮私夫英失公為龍陽君寵居上位命破源花故俊貞

事之勤泪破南毛。

という記載と、年代的問題から、俊貞任命に只召とともに法興王の存在も重要視している。

注46 注35。

注47 『花郎世紀』二花郎条。

開国五年毛郎公遊比斯伐得疾途卒郎徒乃願奉公。時公以太后寵常居宮中欲辞之郎徒曰魏公之子不居而誰可居乎太后乃命居之以為四世風月主使巡郡県。

注48 『花郎世紀』二花郎条。

兎含公有弟斯多含公大有妙梁之風郎徒多故之。時有武官郎者亦有人望多畜私徒聞斯多含公年少好義求与相見大悦曰公子誠古之信陵孟嘗也願事之。斯曰我何敢有乎乃故于公公乃奏太后曰兎含之弟斯多含年未免艾而自有郎徒殆所謂国仙者乎。太后乃只宮中賜食問其懷人之道斯曰愛人如己而已善其善而已。太后奇之言於大王以為貴幢以掌宮門其徒千人莫不尽忠。

注49 『花郎世紀』世宗条。

世宗者荅宗公子也母曰只召太后也。瑞雅美風儀孝于太后忠于大王大王亦極愛之曰是吾末弟也。少不禁束而公天姿極好無有失焉。太后挾公卿之美女聚于宮中而觀公最喜美室娘主而欲戲之太后大喜使美室入宮事之。先是斯多含公出征時美室作歌送之及故已入宮中為殿君夫人斯多含公乃作青鳥歌而悲之曰吾死為神兵保護殿君夫妻。臨卒二花公抱而哀之曰爾弟尚幼而爾若不起誰為之繼乎。斯曰臣妹美室之夫依毛郎公故事則不亦可乎。二花公乃奏太后請立之太后不肯曰吾子幼弱安能為乎。美室乃勸世宗曰從兄慕我而死臨死一言不聽則非丈夫也。世宗然之乃説太后得旨乃為六世風月主仍以薛花郎副之。

注50 『花郎世紀』薛原郎条。

薛花郎初名薛原郎者金珍娘主之私子也。其父薛成以郎徒美禱善媚為仇利知龍陽臣仍通于娘主而生也。美風彩善玉笛而出微之故郎徒無奉意而美室以上寵号令郎徒故郎徒不敢多言乃為七世風月主以美生為副。

注51 『花郎世紀』文弩条。

及真智之廢以功進阿滄始寵于美室乃得仙花之位即八世風月主。

注52 『花郎世紀』美生条。

美室曰以我寵時汝尚如此况我寵衰誰為夏宗計乎乃以夏宗副之。

注53 『花郎世紀』夏宗条。

夏宗者世宗殿君子也母曰美室宮主故亦為大元神統。文弩派不服故以二花公子菩利公副之。菩利公之母乃淑明公主故真骨正統也。雖然主兄与副弟異派故自然不和美室宮主憂之乃以思道太后詔大會郎徒。

注54 『花郎世紀』薛原郎条。

真智大王以美室之故得立而好色放蕩思道太后憂之乃与美室議廢之。

注55 『花郎世紀』夏宗条。

時宮中有三太后行政大王仁孝承順故郎徒之好進者多付太后宮太上太后思道法主以美室宮主為法雲故政令多出美室宮。

注56 『花郎世紀』世宗条。

奉為源花使二郎統率郎徒而朝之大王与殿主受朝于南桃源花之制廢二十九年而復興乃改元大昌。

注57 『花郎世紀』薛原郎条。

復奉美室為源花世宗為上仙文弩為垂仙薛原秘室為左右花郎美生為前方花郎以鎮之。

注58 関連論文として、拙稿「新羅仏教研究と花郎世紀」（『東方』第7号、1991年）、「花郎世紀にみられる新羅仏教事情」（『印度学仏教学研究』第40巻第2号、1992年）、「花郎世紀の真偽に対する試論」（『朝鮮史研究会会報』第109号、1992年）をみられたい。

新羅花郎研究序説

※ 本稿発表に際し、学習院大学東洋文化研究所の深津行徳氏より、貴重な資料と御教示をいただいた。ここに記して深く感謝する次第である。